

職	員	の	給
与	と		
職	員	数	の
あ	ら	ま	し

町職員の給与は、国・道や他の市町村との均衡を考慮しながら、町議会の審議を経て条例で定められています。

町職員の給与水準は、国家公務員を100とした場合の地方公務員の給与水準を示すラスパイレズ指数でみると、平成19年4月1日現在で96.0(全道市町村平均95.1)となっています。また、町職員の数は、平成19年4月1日現在、一般職(特別会計・企業会計等含む全職員)の定数内職員は143名となっています。なお、町職員の定数は条例で上限が定められており、その総数は160名となっています。

【人件費と職員給与費】

人件費とは、一般職員に支給される給与のほか、町議会議員・各種委員会委員や嘱託職員などの報酬、更にはこれらの給与・報酬にかかる共済費などの事業主負担分を含む費用のことをいいます。これを平成18年度一般会計の決算でみると、歳出総額57億7,724万円のうち人件費は11億9,165万円で構成比は20.6%となっています。

そのうち職員給与費の状況は次の表のとおりです。今年度より決算の数値に変更となりました。

年度	職員数(A)	給料	職員手当	期末勤勉手当	合計(B)	一人あたり(B/A)
平成18年度	124人	503,518千円	74,871千円	199,252千円	777,641千円	6,271千円
平成13年度	144人	574,560千円	114,943千円	248,355千円	937,858千円	6,513千円

(参考)

職員数は平成19年4月1日現在で一般会計のみ。職員手当には退職手当を含まない。

【級別職員数と構成比】

職員の給料表は職務の内容と責任の度合いに応じて6つの級に分かれており、平成19年4月1日現在における級ごとの標準的な職務、職員数と構成比は次のとおりとなっています。なお、平成18年に8級制から6級制に変更しています。(旧給料表の1級及び2級、4級及び5級をそれぞれ統合)

	係員		主任・主査		課長		課長補佐	
平成19年	1級 10人(8.9%)	2級 25人(22.1%)	3級 33人(29.2%)	4級 20人(17.7%)	5級 12人(10.6%)	6級 13人(11.5%)		
平成14年 (参考)	1級 10人(8.0%)	2級 9人(7.2%)	3級 26人(20.8%)	4級 11人(8.8%)	5級 14人(11.2%)	6級 24人(19.2%)	7級 16人(12.8%)	8級 15人(12.0%)

【初任給と学歴別平均給料月額】

職員の初任給と、経験年数・学歴別の平均給料月額は次のとおりとなっています。なお、昨年度より経験年数の区分が変更されています。

区分	初任給	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年	平均年齢	平均給料月額
大学卒	170,200円	266,800円	356,000円	391,500円	41.7歳	314,200円
高校卒	138,400円	229,900円	284,900円	316,600円		

(参考)平成14年度の数値

区分	初任給	10年～14年	15年～19年	20年～24年	平均年齢	平均給料月額
大学卒	171,500円	276,200円	-	364,500円	36.1歳	322,800円
高校卒	139,500円	239,100円	289,600円	333,700円	42.1歳	

広報誌で発表した数値を再掲。経験年数は平均値。

【職員手当の状況】

職員には給料のほか、扶養手当などの職員手当がそれぞれ対象となる職員に支給されます。主な手当は表のとおりとなっています。その他に管理職手当などがありますが、その勤務の状況に応じて支給されます。

なお、職員手当（退職手当を除く）のうち、住居手当のみ国の制度と一部内容が異なりますが、他の制度については国の支給内容と同じとなっています。

扶養手当	月額
配偶者	13,000円
配偶者を除く扶養親族	6,500円
（内1人）配偶者がいない場合	11,000円
特定加算(1人につき)	5,000円

15歳に達する日以後最初の4月1日から、22歳に達する日以後の最初の3月31日までにある子（高校生・大学生）

寒冷地手当	月額
11月から翌年3月まで	8,800円～23,360円

冬期間の暖房用燃料等の生計費増に対する補填として、扶養家族の数等に応じて支給（平成21年度までの経過措置）

通勤手当	月額
交通機関利用者	上限 55,000円
自動車等使用者	2,000円～24,500円

退職手当	自己都合	勤奨・定年
勤続20年	23.50月分	30.55月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分
勤続30年	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分

特殊勤務手当	金額
①伝染病防疫救済作業手当	400円/日
②死体処理作業手当	2,000円/回
③野犬掃討作業手当	500円/日
④税務外勤手当	300円/日
⑤除排雪等業務手当（11月～翌年3月）	3,000円/月
⑥家畜飼育手当	5,000円/月

危険・不快・不健康などのほか、特殊な業務に従事した（する）職員に対して支給する手当。平成17年度に支給されていた保健指導業務手当・保育業務手当については、平成18年3月31日で廃止されています。

住居手当	月額
自宅	5,000円
貸家・貸間	上限 27,000円

時間外勤務手当	総額	職員1人あたり
支給実績(平成18年度)	18,331千円	158千円

期末勤勉手当	期末手当	勤勉手当	合計
6月期	1.4月分	0.725月分	2.125月分
12月期	1.6月分	0.775月分	2.375月分
計	3.0月分	1.50月分	4.50月分

職制上の段階、職務の級等による加算措置あり。

【特別職の給料月額等】

町長以下、特別職及び教育長の給料、町議会議員の報酬は次の表のとおりです。

特別職の給料は、平成15年から町長10%、副町長7%、教育長4%相当、並びに議会議員の報酬は、平成15年5月より10%を減額して支給しています。

理事者	給料月額	期末手当
町長	774,000円	4.40月分
副町長	637,000円	4.40月分
教育長	581,000円	4.40月分

議会議員	給料月額	期末手当
議長	247,500円	4.40月分
副議長	202,500円	4.40月分
議員	180,000円	4.40月分

お問い合わせ：総務課職員係 ☎62-1211(内線215) ✉soumu@town.haboro.hokkaido.jp